

# 市県民税申告相談 2月2日からスタート

7年度（6年分）の市県民税申告相談が2月2日から始まります。  
個人の市県民税の税額は、市が皆さんから提出された申告書に基づいて計算しますので、期限内に正しい申告をお願いします。

## 申告が必要な人

◆7年1月1日現在、大館市に住んでいて、6年中（1月～12月）に、営業、農業、その他の事業、不動産（地代、家賃）、給与（途中退職を含む）などの所得があった人

◆大館市に住んでいなくても、7年1月1日現在、大館市に自分で使用する事務所、事業所、または家屋敷がある人

## 申告が不要な人

◆所得税の確定申告書を税務署へ提出する人、または所得税の還付を受ける人で税務署へ申告する人

◆給与所得だけの人で、給与支払報告書が勤め先から市役所へ提出されている人

※不明の場合は勤め先へお確かめください

## 申告へ持参するもの

▽申告書と印鑑

▽給与所得や年金所得がある人は源泉徴収票

▽6年中に支払った生命保険料（個人年金保険料を含みます）や損害保険料の控除証明書（保険会社で発行します）

▽6年中に支払った医療費や社会

保険料（国民健康保険税、国民年金保険料など）の領収書  
▽営業所得や不動産所得がある人は、申告書と同封で送られた収支計算書（記入してください）と帳簿などの関係書類

## 農業所得がある人へ

農業所得についても、個々の納税義務者が収支計算するのが原則ですが、市では農業所得の収支を記帳していない人のために「農業所得標準」を作成しています。この「農業所得標準」で申告する人は次のものを必ずご持参ください。

○臨時雇人費の控除を受ける人は、雇人控帳、支払金額等を証明できる資料

○標準外経費として別途控除対象となる大型農機具（動力耕うん機、田植え機、トラクター、コンバイン、乾燥機など）や農用の自動車所有している人は、取得年月・取得価格・年式・車名などを証明できる書類（売買契約書など）

○農産物を出荷した人は、出荷証明書や販売代金の精算書など収入金額がわかる書類

○営業所得・不動産所得がある人へ  
営業所得や不動産所得があると  
思われる人へは、申告書に収支計算用紙を同封しています。記入し

て申告書に添付してください。

6年次に新たに事業を開始した人で、収支計算用紙が同封されなかった人は市役所税務課へご連絡ください。

## 譲渡所得がある人へ

譲渡所得の申告相談は、税務署が指定した日になります。市県民税の申告は必要ありません。

なお、農業所得もあつて、農業所得分だけを事前に相談したい人は、税務署の指定日前に市役所税務課へお問い合わせください。

## 所得税の確定申告は 2月16日～3月15日

6年分の所得税の確定申告は二月十六日から三月十五日までです。税務署から所得税の確定申告書が送られた人（農業所得がある人を除きます）は、税務署へ申告してください。税務署へ申告すれば市県民税の申告は必要ありません。

なお、医療費控除や災害、盗難などでの雑損控除を受けようとする場合は、そのための申告が必要です。

## 市県民税申告相談日

農業所得がある人で税務署から確定申告書が送られた人だけを対象として、次の日程で申告相談を受け付けます。

通知書の指定日を確認のうえご

来場ください。指定日が都合の悪い人は、相談期間中の都合のつく日においでください。

期日	相談受付区域	場所
2/2(木)	下川沿地区	中央公民館第1・2研修室(1階)
3(金)	二井田地区	
4(土)	上川沿・大館地区(一部)	
6(月)	真中・大館地区(二部)	
7(火)	長木地区	
8(水)	十二所地区	
9(木)	花岡・矢立地区	
10(金)	釈迦内地区	

## △申告相談受付時間▽

9時～16時

※このほかの申告相談の日程は次号でお知らせします

## 正しい申告を期限内に

期限までに申告をしなかったり、誤った申告をしたりすると、一部の控除ができなくなるほか、各種証明書（所得証明書や扶養証明書など）の発行もできなくなります。自分の所得の状況をもっとも良く知っているのは、納税者の皆さん自身です。期限内に正しい申告をしましょう

☎税務課市県民税係 ☎49-13111

(内線2322・2333)